

感染症に伴う報告について

下記の疾患は、学校において感染の拡大を予防すべき感染症で、出席停止となり、停止期間は「学校保健安全法施行規則」等で定められています。

【学校において予防すべき感染症】

病 名	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ※	発病後 5 日、かつ、解熱後 2 日（幼児 3 日）が経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水 痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
結 核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能
手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
感染性胃腸炎 （流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

インフルエンザを除く感染症の学校への報告は次のとおりです。ご理解とご協力をお願いします。

【医師より感染症との診断を受けた場合】

- ①担任へ連絡をする。
- ②学校から報告書（様式 2 出席停止の解除について）をもらう。
お子さんが登校してからのお渡しする場合があります。
ホームページからダウンロードしていただいてもよいです。）
- ③医師から登校の許可がでたら、報告書（様式 2 出席停止の解除について）に保護者が記入する。
- ④報告書を担任へ提出する。

※医療機関の「感染症の証明書」は必要ありません。

※インフルエンザについては、保護者から学校に連絡することで確認するとし、報告書（様式 2 出席停止の解除について）の提出は不要です。

流行を予防するために、医師の指示を守り、感染の恐れのある期間は登校を控えていただけるようよろしくお願いします。